

株式事務取扱機関の Target 保振サイト利用に伴う外国株券等の保管及び振替決済に関する規則施行細則の一部改正について

平成 23 年 11 月 1 日  
株式会社証券保管振替機構

1. 改正趣旨

権利処理の際の情報等の授受のため、株式事務取扱機関が Target 保振サイトを利用することに伴い、外国株券等の保管及び振替決済に関する規則施行細則（以下、「施行細則」という。）について一部改正する。

2. 改正概要

「Target 保振サイト接続」の対象者に、株式事務取扱機関を加える。

（備考）  
施行細則第 2 条第 1 項第 4 号

3. 施行日

平成 23 年 11 月 29 日から施行する。

以 上